

郡上八幡自然園 新型コロナウイルス対応ガイドライン

2020年11月11日

1 ガイドラインについて

本ガイドラインは、当社が所属する自然体験活動推進協議会（CONE）他、日本アウトドアネットワーク（JON）、JEEF の3 団体によって、新型コロナウイルス感染症の流行が収束するまでの当面の対策をとりまとめた「自然体験活動・自然教育・野外教育・環境教育を実施している事業体における新型コロナウイルス対応ガイドライン」をもとに作成したもので、基本的な考えや留意点の例などに留意しながら新型コロナウイルスが収束するまでの対策を取りまとめたものである。

2 感染防止の為の基本的な考え方

（1）専門家会議の提言を踏まえて発表された「新しい生活様式」を参考にし、感染防止の3つの基本である ①身体距離の確保、②マスク着用、③手洗いの実施、を中心とし、移動に関する感染対策にも取り組む。

（2）新型コロナウイルス感染症の主な経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて職員や利用者などの動線や接触などを考慮したリスク評価を行いそのリスクに応じた対策を検討する。

（3）職員等の事業に係わる全ての人に対して感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活をふくむ行動の変容を促す。

（4）新型コロナウイルス感染症から回復した職員、関係者が差別される等の人権侵害を受けることのないよう、職員等を指導し、円滑な社会復帰の為の十分な配慮を行う。

3 具体的なリスクと感染防止対策

【1】 事業計画におけるリスクと対策

① 事業規模の設定

原則、同宿団体がある場合は、両団体合わせて1棟あたり3人で入れる合計数207名をバンガロー総定員数とする。

但し一つの団体で定員を超える場合は、受け入れ可能とする。

② 実施日までの感染予防対策案

- ・現地下見と打ち合わせは、極力、対面方式を避け、換気を十分にしながら行う。
- ・オンライン会議、電話、メール、FAXの活用をする。

③ 感染者との接触の有無による参加取り消しの了承の事前確認

・実施日までに接触の疑いが確認された場合には当園の判断により参加の取り消しが可能であることを了承を得る。

④ 実施日までの職員、関係者の健康状態の管理体制を作成する。

【2】 事業実施におけるリスクと対策

感染防止の 3 つの基本である「身体的距離の確保に務める」「マスク着用（屋外の活動は必須ではない）」「手洗い、消毒の実行」を職員、参加者ともに励行することが基本である。

- ① 実施団体の所在地及び事業実施予定地における行政の自粛要請や感染者発生の確認
- ② 実施日における職員の健康状態の確認
- ③ 当日参加者の健康確認（団体対応）
- ④ 実施場所の安全確保（消毒、消毒液の配置 予備マスクの用意）
- ⑤ 使用備品の扱いに関する対応（消毒など）
- ⑥ 使用する食器の扱いに関する対応
- ⑦ 事業実施中に体調不良者、感染者が発生した場合の対応策（地域病院との連携）
- ⑧ 事業終了後の職員、参加者の健康状態確認と帰宅後に感染が判明した場合の連絡

【3】 宿泊活動

- ① 宿泊場所における 3 密の回避（1 棟あたり従来、定員 6 人であるところ、主催団体の判断により定員を制限し、棟数の有料での追加を可能とする）
バンガローの換気をお願いとアルコール消毒液の設置
バンガロー内の換気扇の設置による常時換気
- ② お風呂の消毒時間の設定
団体の入替わり時 大浴場の消毒時間として 30 分の空きを設ける。（手すりやシャワーなど手に触れやすい箇所）
浴槽清掃時は、殺菌成分の強い液体を使い、綺麗な状態を保つ。
菌の繁殖を防ぐ為の管消毒を行う。
職員は、使い捨て手袋の使用の徹底をし、脱衣所の常時換気を行う。
団体入れ替わり時は、足ふきマットの交換を行う。
- ③ 新型コロナウイルス収束までの食事メニューの変更

【4】 事業実施後の対策

- ① 使用した場所、備品などの清掃、消毒、交換
バンガロー清掃 消毒の徹底（使い捨て手袋着用）
- ② 職員、関係者の制服の洗濯
- ③ 職員、関係者の検温の実施

※業種別ガイドラインを参考にし、必要な対策を実施する。

業種別ガイドライン一覧

https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200514.pdf